注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「中間の地点」に業務を行うことができる。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、ドーハと「湾岸諸国内の地点」との間及びドーハと「以遠の地点」との間においては、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ第五の自由の運輸権を行使することができる。

注3　日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

2　カタル国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

カタル国内の地点―湾岸諸国内の地点―インド亜大陸内の二地点（注1）―東南アジア地域内の二地点（注1）―中間の地点（注2）―東京、大阪及び（又は）名古屋―ソウル（注1及び3）―ロサンゼルス又はサンフランシスコ（注1及び4）

注1　カタル国の一又は二以上の指定航空企業は、東京を含む路線においては、「インド亜大陸内の二地点」、「東南アジア地域内の二地点」、ソウル及び「ロサンゼルス又はサンフランシスコ」に業務を行うことができない。

注2　カタル国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「中間の地点」に業務を行うことができる。

注3　カタル国の一又は二以上の指定航空企業は、大阪とソウルとの間においては、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ第五の自由の運輸権を行使することができる。

注4　カタル国の一又は二以上の指定航空企業は、大阪を含む路線においては、旅客業務のためにのみ、「ロサンゼルス又はサンフランシスコ」に業務を行うことができる。

注5　カタル国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、カタル国内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

3　この付表において「湾岸諸国」とは、バーレーン王国、オマーン国及びアラブ首長国連邦をいう。

（カタール側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、カタール国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をカタール国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年五月二十九日にドーハで

カタール国民間航空庁長官

アブドル・アジーズ・ムハンマド・アル・ノアイミ

カタール国駐在

日本国特命全権大使　津田愼悟閣下

○外務省告示第百九十五号

平成二十六年六月二日にコロンボで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　P・B・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十六年六月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第七百六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第四百九十八号（瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき、漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

表青森の項を次のように改める。

青　森	二三〇	（五）

表愛知の項を次のように改める。

愛　知	七〇〇	（一五六）

表三重の項を次のように改める。

三　重	七二〇	（〇）

表島根の項を次のように改める。

島　根	一〇二	（四六）

表合計の項を次のように改める。

合　計	八、三二六	（六九一）

○農林水産省告示第七百七十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百八十二号（中型まき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

表和歌山の項を次のように改める。

和歌山	二三（四）	四四五（一六〇）
合　計	四九六（一〇五）	八、三四四（四、五五四）

○農林水産省告示第七百七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第四百九十九号（瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき、漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

表和歌山の項を次のように改める。

和歌山	二三（五一）	（一二四）（〇）

表合計の項を次のように改める。

合　計	一三、四二〇	（四一七）（一九三）（〇）

○農林水産省告示第七百七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、昭和四十三年四月十九日農林省告示第五百六十四号（瀬戸内海機船船びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

表和歌山の項を次のように改める。

和歌山	一三〇	（〇）

表合計の項を次のように改める。

合　計	八七六	（一五〇）

○農林水産省告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町猿渡字四方谷二七〇一、二七〇九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字四方谷二七〇一・二七〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）